

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行手続に関する訓令

平成11年3月30日

本部訓令第11号

改正 平成13年4月4日本部訓令第16号

平成14年5月17日本部訓令第11号

平成20年6月17日本部訓令第18号

平成28年6月23日本部訓令第11号

平成28年12月16日本部訓令第22号

令和3年8月31日本部訓令第11号

令和5年2月14日本部訓令第3号

注 平成28年6月から改正経過を注記した。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行手続（昭和60年4月本部訓令第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「施行規則」という。）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年12月県条例第38号。以下「条例」という。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の施行に関する規則（昭和60年3月県公安委員会規則第4号。以下「公安委員会規則」という。）の施行に係る手続に関し必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔令和5年本部訓令第3号〕）

（同時申請等の取扱い）

第2条 警察署長（以下「署長」という。）は、施行規則第1条第2項の規定により申請書等を受理した場合は、当該申請書等に係る営業所又は事務所の所在地の所轄署長に、当該申請書等を送付するものとする。施行規則第18条（施行規則第86条において準用する場合を含む。）又は第23条（施行規則第26条第3項、第91条及び第94条第3項において準用する場合を含む。）の規定により許可証等を受理した場合についても同様とする。

（一部改正〔平成28年本部訓令第11号・令和5年3号〕）

（風俗営業等の許可申請）

第3条 署長は、法第5条第1項（法第31条の23において準用する場合を含む。）に規定

する許可申請書を受理した場合は、その許可に関し必要な調査を行い、当該許可申請書を警察本部長（以下「本部長」という。）に進達するものとする。

（一部改正〔平成28年本部訓令11号・令和5年3号〕）

（風俗営業等の許可）

第4条 署長は、本部長から前条の規定により進達した許可申請書に係る許可証又は不許可通知書の送付を受けた場合は、申請者に交付するものとする。

（一部改正〔平成28年本部訓令11号・令和5年3号〕）

（移動風俗営業、臨時風俗営業等の許可）

第5条 前2条の規定にかかわらず、署長は、条例第2条第5号の移動風俗営業、同条第6号の臨時風俗営業及び3月以内の期間を限って営む特定遊興飲食店営業に係る許可申請書を受理した場合は、その許可に関し必要な調査を行い、許可するときは許可証を作成し、申請者に交付するものとする。

2 署長は、前項の調査の結果、許可すべきでないと認める場合は、当該許可申請書を本部長に副申するものとする。

3 署長は、本部長から前項の規定により副申した許可申請書に係る不許可通知書の送付を受けた場合は、当該通知書を申請者に交付するものとする。

（一部改正〔平成28年本部訓令11号・令和5年3号〕）

（許可証の再交付）

第6条 署長は、施行規則第12条（施行規則第80条において準用する場合を含む。）に規定する許可証再交付申請書を受理した場合は、許可証を作成し、申請者に交付するものとする。

（一部改正〔平成28年本部訓令11号・令和5年3号〕）

（相続、法人の合併及び法人の分割の承認）

第7条 署長は、施行規則第13条第1項（施行規則第81条において準用する場合を含む。）に規定する相続承認申請書、施行規則第14条第1項（施行規則第82条において準用する場合を含む。）に規定する合併承認申請書又は施行規則第15条第1項（施行規則第83条において準用する場合を含む。）に規定する分割承認申請書を受理した場合は、その承認に関し必要な調査を行い、承認するときは承認通知書を作成し、申請者に交付するものとする。

2 署長は、前項の調査の結果、承認すべきでないと認める場合は、当該承認申請書を本部長に副申するものとする。

3 署長は、本部長から前項の規定により副申した承認申請書に係る不承認通知書の送付を受けた場合は、当該通知書を申請者に交付するものとする。

(一部改正〔平成28年本部訓令11号・令和5年3号〕)

(許可証の書換え)

第8条 署長は、施行規則第17条（施行規則第85条において準用する場合を含む。）に規定する書換え申請書を受理した場合は、許可証に所要事項を記載して申請者に交付するものとする。

(一部改正〔平成28年本部訓令11号・令和5年3号〕)

(構造設備の変更)

第9条 署長は、施行規則第19条第1項（法第20条第10項において準用する場合を除く。）及び施行規則第87条第1項に規定する変更承認申請書を受理した場合は、その承認に関し必要な調査を行い、承認するときは承認通知書を作成し、申請者に交付するものとする。

2 署長は、前項の調査の結果、承認すべきでないと認める場合は、当該変更承認申請書を本部長に副申するものとする。

3 署長は、本部長から前項の規定により副申した変更承認申請書に係る不承認通知書の送付を受けた場合は、当該通知書を申請者に交付するものとする。

4 前条の規定は、法第9条第4項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による許可証の書換えについて準用する。

(全部改正〔平成28年本部訓令11号〕、一部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

(遊技機の増設、交替その他の変更)

第9条の2 署長は、施行規則第19条第1項（法第20条第10項において準用する場合に限る。）に規定する変更承認申請書を受理した場合は、その承認に関し必要な調査を行い、承認するときは承認通知書を、承認しないときは不承認通知書を作成し、申請者に交付するものとする。

(追加〔平成28年本部訓令11号〕、一部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

(返納された許可証の取扱い)

第10条 署長は、法第7条第6項（法第31条の23において準用する場合を含む。）、第10条第1項（法第31条の23において準用する場合を含む。）及び第10条第3項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定により許可証の返納を受けた場合は、当該許可証を本部長に送付するものとする。

(一部改正〔平成28年本部訓令11号・令和5年3号〕)

(特例風俗営業者等の認定)

第11条 第3条及び第4条の規定は、法第10条の2第1項（法第31条の23において準用する場合を含む。）に規定する特例風俗営業者等の認定について準用する。この場合において、第3条中「法第5条第1項（法第31条の23において準用する場合を含む。）に規定する許可申請書」とあるのは「法第10条の2第2項（法第31条の23において準用する場合を含む。）に規定する認定申請書」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成28年本部訓令11号〕)

(認定証の再交付等)

第12条 署長は、法第10条の2第3項（法第31条の23において準用する場合を含む。）に規定する認定証の記載事項に変更が生じた場合は、認定証に所要事項を記載して申請者に交付するものとする。

2 署長は、施行規則第26条第3項において準用する施行規則第23条に規定する認定証再交付申請書又は施行規則第94条第3項において準用する施行規則第12条に規定する認定証再交付申請書を受理した場合は、認定証を作成して申請者に交付するものとする。

3 第10条の規定は、法第10条の2第7項（法第31条の23において準用する場合を含む。）及び第10条の2第9項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定により返納された認定証について準用する。

(一部改正〔平成28年本部訓令11号・令和5年3号〕)

(風俗営業等許可台帳)

第13条 本部長は、法第5条第2項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の許可証又は法第10条の2第3項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の認定証を作成するときは、風俗営業等許可（認定）番号台帳（別記様式第3号）に登載するものとする。

2 署長は、前項の許可証又は認定証を交付したときは、風俗営業等許可台帳（別記様式第4号）に登載するものとする。

3 署長は、前項に規定する場合のほか、次に掲げる場合は、風俗営業等許可台帳に所要事項を記載するものとする。

(1) 第7条の規定により相続、法人の合併及び法人の分割の承認をした場合

(2) 第8条の規定により許可証の書換えをした場合

(3) 第9条の規定により構造及び設備の変更の承認並びに許可証の書換えをした場合

(4) 前条の規定により認定証の再交付をした場合

(5) 法第24条第6項(法第31条の23において準用する場合を含む。)の規定により管理者講習を受講した場合

(一部改正〔平成28年本部訓令11号・令和5年3号〕)

(性風俗関連特殊営業の開始等の届出)

第14条 署長は、法第27条第1項、第31条の2第1項、第31条の7第1項、第31条の12第1項及び第31条の17第1項に規定する届出書を受理した場合は、性風俗関連特殊営業届出台帳(別記様式第6号)に登載するものとする。

2 署長は、法第27条第2項(法第31条の12第2項において準用する場合を含む。)及び第31条の2第2項(法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。)に規定する届出書を受理した場合は、性風俗関連特殊営業届出台帳に所要事項を記載するものとする。

3 署長は、法第27条第4項(法第31条の12第2項において準用する場合を含む。)及び第31条の2第4項(法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。)に規定する届出書確認書を交付した場合は、性風俗関連特殊営業届出台帳に所要事項を記載するものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

(深夜酒類提供飲食店営業の開始等の届出)

第15条 署長は、法第33条第1項に規定する届出書を受理した場合は、深夜酒類提供飲食店営業届出台帳(別記様式第6号の2)に登載するものとする。

2 署長は、法第33条第2項に規定する届出書を受理した場合は、前項の台帳に所要事項を記載するものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

第16条 削除

(削除〔令和5年本部訓令3号〕)

(行政処分事由該当事案の通報及び行政処分の上申)

第17条 署長は、行政処分事由に該当する事案を認知した場合は、当該営業に係る営業所又は事務所の所在地の所轄署長に、行政処分事由該当事案通報書(別記様式第7号)により通報するものとする。

2 行政処分事由該当事案に係る営業所又は事務所の所在地の所轄署長は、取消し、営業停止命令、営業廃止命令及び営業禁止命令を行う必要があると認める場合は、行政処分上申書(別記様式第7号の2)に疎明資料を添えて本部長に上申するものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

(無店舗型性風俗営業等に係る広告物の除却)

第18条 署長は、法第31条の4第2項及び法第31条の19第2項の規定により無店舗型性風俗特殊営業及び無店舗型電話異性紹介営業に係る広告物を除却しようとする場合は、あらかじめ違反広告物状況報告書(別記様式第8号)により本部長に報告するものとする。

2 署長は、前項の広告物を除却する場合は、可能な限り立会人を得て写真撮影をし、除却の終了後、違反広告物除却結果報告書(別記様式第9号)により本部長に報告するものとする。

(一部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

(立入り)

第19条 警察職員は、法第37条第2項の規定により立入りを行った場合は、立入検査等結果報告書(別記様式第10号)により署長に報告するものとする。

(全部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

(風俗環境保全協議会委員の推薦等)

第20条 条例第12条の2の規定により風俗環境保全協議会を置く地域(以下「設置地域」という。)の所轄署長は、施行規則第110条及び公安委員会規則第9条の4の規定により山形県公安委員会が委嘱する風俗環境保全協議会の委員(以下「協議会委員」という。)として適任と認める者を、風俗環境保全協議会委員推薦書(別記様式第12号)により推薦するものとする。

2 設置地域の所轄署長は、協議会委員にふさわしくない非行があると認めたときその他特別の理由があるときは、風俗環境保全協議会委員解職上申書(別記様式第13号)により解職を上申するものとする。

3 設置地域の所轄署長は、協議会委員から公安委員会規則第9条の5の規定による辞職の申出を受けた場合は、当該協議会委員に、辞職申出書(別記様式第14号)を提出させるものとする。

(追加〔平成28年本部訓令22号〕、一部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

附 則

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成28年6月23日本部訓令第11号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(平成28年12月16日本部訓令第22号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（令和3年8月31日本部訓令第11号）

- 1 この訓令は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

附 則（令和5年2月14日本部訓令第3号）

- 1 この訓令は、制定の日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

様式第3号(第13条関係)

風俗営業等許可(認定)番号台帳

許可(認定)年月日	許可(認定)番号	種 別	営業所の名称	氏名又は名称	管轄署	備 考



様式第4号(第13条関係)

風俗営業等許可台帳

営業種別		許可年月日		許可番号	
営業所の名称					
営業所所在地及び連絡先					
営業者の本籍、住所、氏名、生年月日、連絡先 法人の場合は、名称、事務所の所在地、連絡先					
営業所の用途地域					
特例営業の認定年月日		認定番号			
構造設備及び遊技方法の概要			許可の条件		
			他法令(飲食店、旅館等)による許可年月日、許可番号、許可名義人		
法人の代表者及び役員の本籍、住所、氏名、生年月日					

承認（変更）事項			
年月日	内容	年月日	内容
管理者の本籍、住所、氏名、生年月日、連絡先、選任月日、管理者講習受講状況			
年月日	受講者名	年月日	受講者名
備考			
管理者写真貼付欄			

様式第6号(第14条関係)

性風俗関連特殊営業届出台帳

番 号	営 業 種 別	営業者の氏名	届出年月日	届出確認書 交付年月日 (番 号)	備 考 (廃止・変更 事項)
	営業所の名称又は 営業の呼称	営業所(事務所) の所在地 (電話番号)			
	法第 条 項 号 ( )		年 月 日	年 月 日  (第 号)	
		( ) 局 番			
	法第 条 項 号 ( )		年 月 日	年 月 日  (第 号)	
		( ) 局 番			
	法第 条 項 号 ( )		年 月 日	年 月 日  (第 号)	
		( ) 局 番			
	法第 条 項 号 ( )		年 月 日	年 月 日  (第 号)	
		( ) 局 番			
	法第 条 項 号 ( )		年 月 日	年 月 日  (第 号)	
		( ) 局 番			

様式第6号の2(第15条関係)

深夜酒類提供飲食店営業届出台帳

番号	営業所の名称又は 営業の呼称	営業所(事務所) の所在地	届出年月日	備考 (廃止・変更事項)
	営業者の氏名	(電話番号)		
		( ) 局 番	年 月 日	
		( ) 局 番	年 月 日	
		( ) 局 番	年 月 日	
		( ) 局 番	年 月 日	
		( ) 局 番	年 月 日	

様式第7号(第17条関係)

第 号 年 月 日	
警 察 署 長 殿	
警 察 署 長	
行政処分事由該当事案通報書	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 条第 項に規定する行政処分事由に該当する事案について次のとおり通報する。	
営業者の氏名又は名称	
営業者の住所	
営業者の生年月日	
営業者の本籍	
営業所の名称又は営業の呼称	
営業所又は事務所の所在地	
営業の種別等	1 法第2条第1項第 号の営業( ) 2 法第2条第6項第 号の営業( ) 3 法第2条第7項第 号の営業( ) 4 映像送信型性風俗特殊営業 5 店舗型電話異性紹介営業 6 無店舗型電話異性紹介営業 7 特定遊興飲食店営業 8 接客業務受託営業 9 深夜酒類提供飲食店営業 10 その他の飲食店営業 11 興行場営業 12 特定性風俗物品販売等営業
許可年月日 届出年月日	許可番号 届出受理番号

法人にあっては 役員 の 氏 名	法人にあっては、役員 の 住所、生年月日及び本籍		
(代表者)			
違反行為等をした者に関する事項			
違反行為等をした年月日			
違反行為等の内容			
事 案 名		罪 名	
検 挙 年 月 日		送致年月日 送致検察庁	
添付書類の目録			

様式第7号の2(第17条関係)

山形県警察本部長 殿		第 号				
		年 月 日				
		警 察 署 長				
行政処分上申書(風俗営業等)						
被 処 分	営業所等所在地					
	営業種別	営業所等の名称				
	(法人の場合は役職)氏名生年月日					
	本籍					
	住所					
者 関 係	許可・承認・届出の状況	風俗(特定遊興飲食店)営業許可	年 月 日 第 号			
		相続、合併、分割の承認	年 月 日 第 号			
		性風俗関連特殊営業の届出	年 月 日 第 号			
		深夜酒類提供飲食店営業の届出	年 月 日 第 号			
		食品衛生法の許可 公衆浴場法の許可 旅館業法の許可 興行場法の許可				
適用法令						
違反内容						
違 反 前 歴	行政指導		行政処分	刑事処分		
	指導年月日	違反態様	処分年月日	処分結果	処分年月日	違反態様
情 状 意 見 等						

様式第8号(第18条関係)

第 号 年 月 日	
山形県警察本部長 殿	
警 察 署 長	
違 反 広 告 物 状 況 報 告 書	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の4第2項及び第31条の19第2項の規定に該当する違反広告物の状況は次のとおりであるから報告する。	
違反広告物の形状(はり紙、はり札、立て看板等)	
違反広告物が設置されている 工作物等	
違反広告物が設置されている 工作物等と保護対象施設の敷 地との距離及び保護対象施設 の名称	
無店舗型性風俗特殊営業及び 無店舗型電話異性紹介営業を 営む者の事務所を知ることが できない理由	



様式第9号(第18条関係)

第 号 年 月 日	
山形県警察本部長 殿	
警 察 署 長	
違 反 広 告 物 除 却 結 果 報 告 書	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の4第2項及び第31条の19第2項の規定により無店舗型風俗特殊営業( )又は無店舗型電話異性紹介営業( )に係る違反広告物を除却した結果は次のとおりであるから報告する。	
違反広告物を除却した 警 察 職 員 名	
立会人等の住所、職業、氏名 及 び 生 年 月 日	
除却した違反広告物 の 種 類 及 び 数 量	
違反広告物除却の状況	

様式第10号(第19条関係)

立入検査等結果報告書

実施者	(係) (階級)	(係) (階級)
	(係) (階級)	(係) (階級)
立入日時	年 月 日( ) 午 時 分~午 時 分	
立入区分	<input type="checkbox"/> 法第37条第2項 <input type="checkbox"/> その他( )	
前回の立入日時実施者	年 月 日( ) 午 時 分~午 時 分 (階級) (氏名) (階級) (氏名)	
営業所	業種	<input type="checkbox"/> 風俗営業( )号 <input type="checkbox"/> 店舗型性風俗特殊営業( )号 <input type="checkbox"/> 無店舗型性風俗特殊営業(法第2条第7項第1号の営業に限る。) <input type="checkbox"/> 店舗型電話異性紹介営業 <input type="checkbox"/> 特定遊興飲食店営業 <input type="checkbox"/> 酒類提供飲食店営業(午前6時から午後10時までの時間のみ営むものを除く。) <input type="checkbox"/> その他( )
	名称	
	所在地	
	営業者	(住所) (電話) (氏名) 年 月 日生( 歳)
	管理者	(氏名) 年 月 日生( 歳)
立会人	<input type="checkbox"/> 営業者 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> その他( )	
	(住所) (電話) (氏名) ( 歳)	
立入状況		
	資料提供の有無	<input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 無
実施結果	<input type="checkbox"/> 法令違反なし <input type="checkbox"/> 法令違反あり(□法第 条第 項違反 <input type="checkbox"/> 他法令( )違反 <input type="checkbox"/> 指導事項違反なし <input type="checkbox"/> 指導事項違反あり( ) 概要等	
措置方針	<input type="checkbox"/> 指導・警告 <input type="checkbox"/> 行政処分上申 <input type="checkbox"/> その他( ) 理由等 <input type="checkbox"/> なし	

様式第12号(第20条関係)

第 号 年 月 日	
山形県公安委員会殿	
警察署長	
風俗環境保全協議会委員推薦書 風俗環境保全協議会の委員として、下記の者を推薦します。	
被 上 申 者	住 所
	(ふりがな) 氏 名
	生 年 月 日
	職業・勤務先・役職
	連 絡 先
自 宅 携 帯 電 話 勤 務 先	
調 査 結 果	健 康 状 態
	前 科 前 歴
	暴 力 団 の 該 当 性
	そ の 他 犯 罪 集 団 の 該 当 性
推 薦 理 由	

様式第13号(第20条関係)

第 号 年 月 日		
山形県公安委員会殿		
警察署長		
風俗環境保全協議会委員解職上申書 下記の 風俗環境保全協議会委員の解職を上申します。		
被 上 申 者	住 所	
	(ふりがな) 氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生( 歳)
	職業・勤務先・役職	
	委 嘱 年 月 日	年 月 日
風俗環境保全協議会委員 にふさわしくない非行の 事実その他特別の理由の 概要		
上 申 者 の 意 見		

様式第14号(第20条関係)

年 月 日

山形県公安委員会殿

風俗環境保全協議会委員  
氏 名

辞 職 申 出 書

私は、 年 月 日に 風俗環境保全協議会の委員に委嘱されましたが、下記の理由により の風俗環境に係わらないこととなったことから委員の辞職を申し出ます。

記

別記様式第1号 削除

(削除〔令和5年本部訓令3号〕)

様式第2号 削除

(削除〔令和5年本部訓令3号〕)

様式第3号 (第13条関係)

(全部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

様式第4号 (第13条関係)

(全部改正〔平成28年本部訓令11号〕、一部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

様式第5号 削除

(削除〔平成28年本部訓令11号〕)

様式第6号 (第14条関係)

(一部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

様式第6号の2 (第15条関係)

(一部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

様式第7号 (第17条関係)

(一部改正〔平成28年本部訓令11号〕)

様式第7号の2 (第17条関係)

(一部改正〔平成28年本部訓令11号〕)

様式第8号 (第18条関係)

様式第9号 (第18条関係)

様式第10号 (第19条関係)

(全部改正〔令和5年本部訓令3号〕)

様式第11号 削除

(削除〔令和5年本部訓令3号〕)

様式第12号 (第20条関係)

(追加〔平成28年本部訓令22号〕)

様式第13号 (第20条関係)

(追加〔平成28年本部訓令22号〕)

様式第14号 (第20条関係)

(追加〔平成28年本部訓令22号〕、一部改正〔令和3年本部訓令11号〕)